

議案第222号

大阪市市民病院整備基金条例を廃止する条例案

大阪市市民病院整備基金条例（平成元年大阪市条例第4号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

平成26年5月2日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

大阪市市民病院整備基金を廃止するため、条例を廃止する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 考)

大阪市市民病院整備基金条例

(設 置)

第1条 市民病院の整備に要する経費に充てるため、大阪市市民病院整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、予算からの繰入金をもって積み立てる。

2 基金の運用から生ずる収益は、基金に繰り入れるものとする。

(有価証券による運用)

第3条 基金に属する現金は、必要に応じ、确实かつ有利な有価証券に代えて運用することができる。

(施行の細目)

第4条 基金の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、病院局長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。